

鶴ヶ島市都市農業振興計画

(抜 粋)

～ 鶴ヶ島の強みを活かした農業振興 ～



令和2年3月

鶴ヶ島市

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

都市化の進展、農業後継者の不足、耕作放棄地の顕在化等、鶴ヶ島市の農業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、今後の農業の持続可能な発展のためには時代や現状に即した農業経営の展開を見出す必要があります。

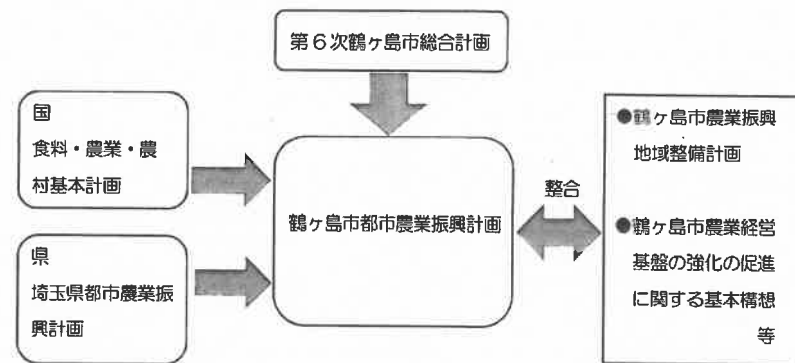
平成27年、都市農業振興基本法（以下「基本法」という。）が制定・施行され、翌28年には、国の都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されました。この基本法では「地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない」（第10条）と規定しています。

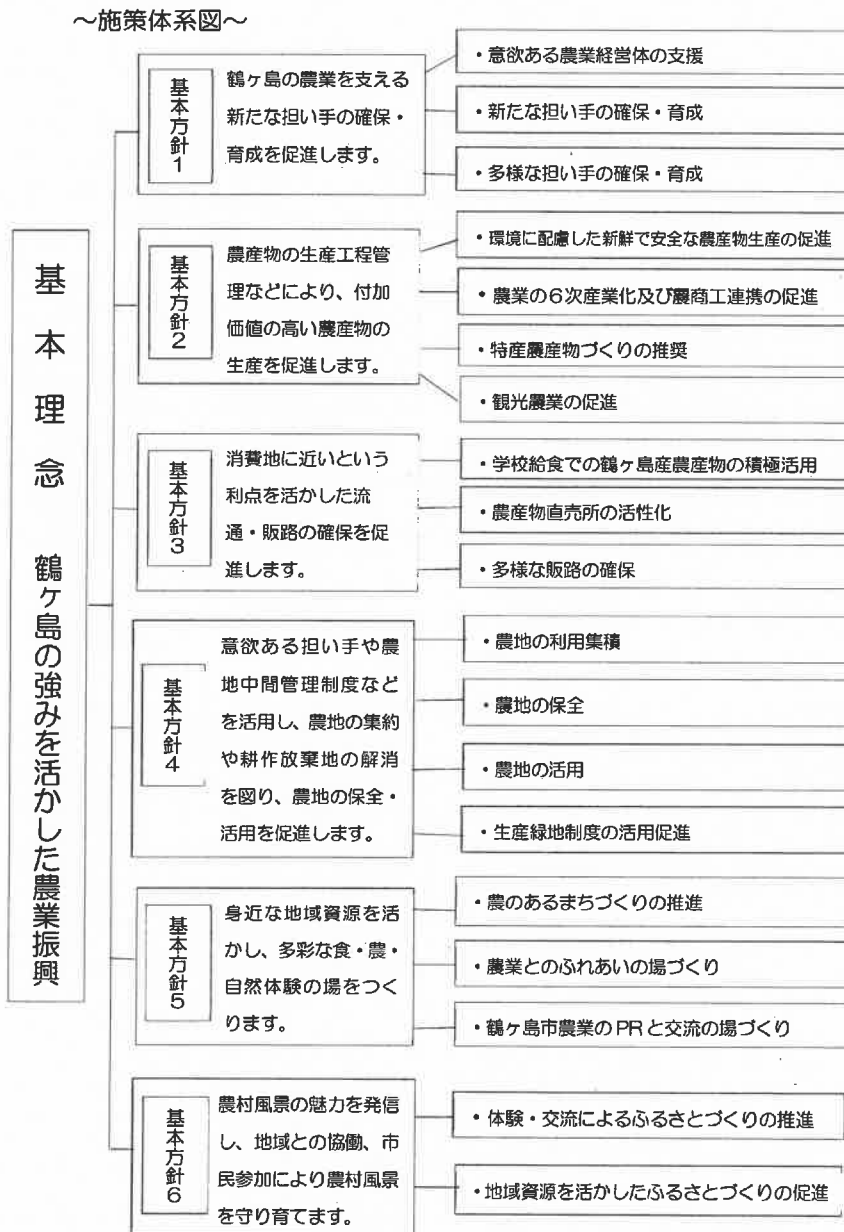
また本市においては、令和2年度を初年度とする「第6次鶴ヶ島市総合計画」（以下「市総合計画」という。）の策定作業を平成30年度から令和元年度にかけて行ってきました。

本計画は、鶴ヶ島の農業を「都市農業」と位置づけ、市総合計画における農業の分野計画として策定したものです。

2 計画の位置付け

本計画は、市総合計画の実現を目指す個別計画です。また、国の「食料・農業・農村基本計画」、埼玉県「埼玉県都市農業振興計画」、さらに本市の農業に関連する計画等との整合を図り、農業関係分野の推進を担う基本計画として位置付けるものです。





2 施策の内容

基本方針1 鶴ヶ島の農業を支える新たな担い手の確保・育成を促進します。

生産性の向上や規模拡大等に取り組む意欲ある農業者、新たな担い手となる新規就農者、農業参入法人を積極的に支援します。また、併せて兼業農家や農家の後継者である定年帰農者などにも配慮した取組も推進します。

施策1 意欲ある農業経営体の支援

【取組】

- ・認定農業者の育成・支援（農業経営合理化の支援）
- ・女性農業者の経営参画、起業化支援
- ・農業団体の活動支援
- ・農業法人化の促進

施策2 新たな担い手の確保・育成

【取組】

- ・新規就農者への支援
- ・企業等の農業参入への支援

施策3 多様な担い手の確保・育成

【取組】

- ・農福連携の促進
- ・農家の後継者である定年帰農者への支援
- ・援農サポートと人手不足農家のマッチング

■目標指標

指標名称	計画策定時 (令和元年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
認定農業者数	16 経営体	25 経営体	30 経営体
新規就農者数	14人	18人	23人
企業参入件数	3件	5件	8件
農業法人化件数	1 団体	2 団体	3 団体
アグリサポート登録者数	—	20人	40人



基本方針2 農産物の生産工程管理などにより、付加価値の高い農産物の生産を促進します。

6次産業化や観光、福祉など他産業との連携、新たな商品やサービスの創出等により付加価値を高める農業を促進します。また、安全や健康志向等の消費者ニーズに対応した生産拡大を図る取組も促進します。

施策1 環境に配慮した新鮮で安全な農産物生産の促進

【取組】

- ・特別栽培農産物の生産・消費の促進
- ・GAP制度の普及・導入への支援
- ・有機栽培に取り組む農業者及び農業団体への支援

施策2 農業の6次産業化及び農商工連携の促進

【取組】

- ・農業者の6次産業化への支援
- ・農業者と商工業者連携による加工品開発への支援
- ・共同加工施設の整備の検討

施策3 特産農産物づくりの推奨

【取組】

- ・農産物のブランド化への支援
- ・大学や企業等との連携による鶴ヶ島農産物を用いた商品の開発・販売の促進

施策4 観光農業の促進

【取組】

- ・摘み取りなど観光農業の支援
- ・地域資源を活かした人を呼び込む農業の展開

■目標指標

指標名称	計画策定時 (令和元年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
特別栽培農産物件数	11件	20件	30件
S-GAP認証取得件数	2件	6件	10件
ブランド農産物作付面積 (ごぼう、ねぎ、里芋)	—	800a	1,000a
ブランド農産物取扱飲食店 舗数	—	20店舗	40店舗
鶴ヶ島産農産物加工品数	—	5品目	8品目
摘み取り観光農園開設数	3農園	6農園	10農園



基本方針3 消費地に近いという利点を活かした流通・販路の確保を促進します。

新鮮で安全な農産物の供給、顔の見える農業を基本に、直売事業の充実や学校給食での利用促進等により地産地消の拡大を促進します。その他、多様な販売流通体制、農業者が農産物を販売しやすい仕組みづくりを進めます。

施策1 学校給食での鶴ヶ島産農産物の積極活用

【取組】

- ・学校給食センターへの農産物出荷の促進

施策2 農産物直売所の活性化

【取組】

- ・既存農産物直売所の充実と新たな直売所の整備の検討
- ・個人直売所の支援

施策3 多様な販路の確保

【取組】

- ・保育所、幼稚園、企業等への農産物出荷の促進

■目標指標

指標名称	計画策定時 (令和元年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
学校給食における地場農産物使用割合	10.1%	16.0%	20.0%
保育園、幼稚園等への地場農産物の出荷件数	3箇所	4箇所	4箇所
企業への地場農産物の提供	1企業	3企業	4企業

基本方針 4 意欲ある担い手や農地中間管理制度などを活用し、農地の集約や耕作放棄地の解消を図り、農地の保全・活用を促進します。

農地の保全・活用にあたっては、認定農業者や新規就農者、企業といった営農意欲の高い担い手への利用集積を進めます。また、併せて自給的農家や自営困難な農地所有者を対象とした取組や、住宅介在農地など、担い手への集積が困難な農地や維持できなくなった農地を対象とした取組も進めます。

施策 1 農地の利用集積

- 【取組】
- ・農地中間管理機構等を活用した農地利用集積化の促進
 - ・利用権設定事業の強化
 - ・「人・農地プラン」の見直し

施策 2 農地の保全

- 【取組】
- ・農地の利用意向調査の実施と活用
 - ・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の実施と指導
 - ・農業振興地域整備計画の見直し

施策 3 農地の活用

- 【取組】
- ・新規就農者や企業等の受入れの推進
 - ・市民農園の開設・運営の支援
 - ・健康の維持増進、コミュニティ活性化、企業等の農地活用の検討

施策 4 生産緑地制度の活用促進

- 【取組】
- ・制度拡充の情報提供など制度普及に向けた取組の実施
 - ・特定生産緑地を活用した永続的保全の促進

■ 目標指標

指標名称	計画策定時 (令和元年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
農地中間管理事業による農地集積面積	3.0ha	6.0ha	8.0ha
農用地利用権設定面積	12.0ha	16.0ha	20.0ha
人・農地プラン策定地区数	1地区	3地区	4地区
市民農園開設数	2農園	4農園	6農園



基本方針5 身近な地域資源を活かし、多彩な食・農・自然体験の場をつくります。

農業・農地は、新鮮で安全な農産物を供給する本来の役割だけでなく、潤いや安らぎを与える緑地空間の提供や景観形成、気候緩和など市民生活に直結する多面的な機能を有しています。鶴ヶ島の農業を市民に理解していただくための体験事業や、多面的機能を活かした健康、環境、教育等と連携した事業を展開します。

施策1 農のあるまちづくりの推進

【取組】

- ・農業・農村の維持・活用に係る地域活動への支援

施策2 農業とのふれあいの場づくり

【取組】

- ・食と農業の体験イベントの支援
- ・教育ファームの充実
- ・食育事業の充実
- ・新たな市民農園の開設促進と市民農園の利用増進

施策3 鶴ヶ島市農業のPRと交流の場づくり

【取組】

- ・農産物販売イベントの支援
- ・学校給食や市内飲食店での鶴ヶ島産農産物の利用増進
- ・農業の情報発信

■目標指標

指標名称	計画策定時 (令和元年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
多面的機能支払交付金取組団体数	1団体	2団体	3団体
学校ファーム設置数	9校	13校	13校



基本方針6 農村風景の魅力を発信し、地域との協働、市民参加により農村風景を守り育てます。

農村風景を継承するために、都市住民を本市に積極的に呼び込み、人的支援と経済的効果を得て地域の活性化を図っていきます。

施策1 体験・交流によるふるさとづくりの推進

【取組】

- ・農地や水辺等の地域資源を活用した体験・交流事業等への支援

施策2 地域資源を活かしたふるさとづくりの促進

【取組】

- ・地域との協働、市民参加による活動への支援

■目標指標

指標名称	計画策定時 (令和元年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
地域との協働、市民参加による地域資源を活用した事業の開催	6回	8回	10回

第4章 計画の推進に向けて

1 関係機関との連携

本市の農業を振興し、都市農業の多様な機能を発揮するためには、市、農業機関、農業者、農業団体はもとより市民、企業、NPO法人など幅広い主体がそれぞれ役割を果たしつつ、連携・協働して取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

市と農業振興に関わる各主体は、計画の進捗状況について情報交換を行い、課題の共有と効果の検証を行います。また、都市農業振興計画の確実な推進のため、進行管理と併せてPDCAサイクル（計画、実行、検証、改善）を繰り返し実施します。

具体的には、毎年度、鶴ヶ島市農政推進審議会の開催に合わせ、各取組の実績について審議会に報告し「検証」していただきます。その検証と国・県の新たな動向や制度等を踏まえ、各取組を「改善」し、「計画」を修正(微調整)し、「実行」するPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。なお、中間年度（5年目）において、取組や目標指標の見直しを行うものとします。

